

学校法人順天堂 御中

## 最終調査報告書

令和元年 10 月 31 日

学校法人順天堂第三者委員会

学校法人順天堂 御中

学校法人順天堂第三者委員会

委員長

吉岡桂輔



委員

渡邊俊太郎



委員

村上嘉奈子



第1	本報告書について	1
第2	当委員会の概要	1
1	当委員会の構成	1
2	当委員会における本調査の方法・内容	2
3	前提事項	2
第3	平成25年度から平成28年度の順大医学部入試における問題	2
1	過去の入試に関する調査	2
2	平成25年度から平成28年度にかけての順大医学部入試に対する評価	5
第4	平成29年度入試・平成30年度入試において不利益を被った受験者の 事後的措置について	6
1	緊急第一次報告を受けた順大の対応	6
2	事後的措置の実施状況推移及びこれに対する当委員会の見解について	7
第5	平成31年度入試について	8
1	緊急第一次報告を受けた順大の対応	8
2	平成31年度入試の実施状況	10
3	平成31年度入試に対する関係諸機関の調査・検証等の実施について	13
第6	次年度以降の改善策の実施予定について	14
第7	各是正・改善措置等に対する当委員会の評価及び提言	14
1	平成31年度入試における各是正・改善措置等に対する当委員会の評価	14
2	今後予定される改善措置等に対する当委員会の評価	15
3	当委員会の提言	16
第8	終わりに	19

**【正式名称及び定義語】**

定義語	正式名称
一般A方式	一般入学試験A方式
一般入試	一般入学試験
一般B方式	一般入学試験B方式
学生課	順天堂大学学生部本郷学生課
学則	順天堂大学学則
教員	順天堂大学教授、同兼任准教授、同准教授及び同特任教授
教授会規程	順天堂大学学部教授会運営規程
教務課	順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課
後期センター利用	後期センター利用入学試験
国際A方式	国際臨床医・研究医枠入学試験A方式（特別入学試験）
国際B方式	国際臨床医・研究医枠入学試験B方式（国際バカラレア入学試験）
国際C方式	国際臨床医・研究医枠入学試験C方式（帰国子女入学試験）
国際D方式	国際臨床医・研究医枠入学試験D方式（外国人入学試験）
国際枠	国際A方式、国際B方式、国際C方式及び国際D方式
埼玉県枠	埼玉県地域枠入学試験
静岡県枠	静岡県地域枠入学試験
事務長	本郷・お茶の水キャンパス事務室事務長
順大	学校法人順天堂又は同法人が設置する学校である順天堂大学
順大医学部	順天堂大学医学部医学科
前期センター利用	前期センター利用入学試験
センター試験	大学入試センター試験
センター独自併用	センター・一般独自併用入学試験
センター利用	センター利用入学試験
地域枠	地域枠選抜入学試験
千葉県枠	千葉県地域枠入学試験
東京都枠	東京都地域枠入学試験
新潟県枠	新潟県地域枠入学試験
入試	入学試験
入試実施規程	順天堂大学医学部入学試験実施規程

## 第1 本報告書について

当委員会は、順大が、文部科学省より、順大医学部入試において、受験者の性別等を理由とした格差が存在していると解される旨の指摘（以下、「本件問題」という。）を受けたことを端緒として、平成30年10月18日に、順大医学部入試における事実関係の調査、不正の存否の調査、原因分析及び再発防止策等の必要な対応の提言を行うことを主たる目的として設置されたものであり、平成22年7月15日付け日本弁護士連合会策定の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年12月17日改訂）」に定める「第三者委員会」に該当する。

当委員会は、順大からの委託を受け、平成30年12月3日に順大に対する緊急第一次報告書を提出して、順大医学部の平成30年度入試及び平成29年度入試につき判明した問題点を早期に報告し、順大が出願時期が間近に迫った平成31年度入試において必要な各措置を講じるための提言を行った。

他方、当委員会の緊急第一次報告書は、上記のとおり平成31年度入試の出願時期が間近に迫った時期において、順大医学部の平成30年度入試及び平成29年度入試につき当該報告時点までに判明した事項のみを報告したものに留まり、同報告後においても、当委員会において平成28年度以前の順大医学部入試の状況、順大医学部入試について判明した問題の原因等の調査や平成31年度入試の実施状況をも踏まえた再発防止策の検討を引き続き行うことが予定された。

上記経緯を踏まえ、当委員会は緊急第一次報告において報告に至らなかった上記各事項につき本最終報告を行うものである。

## 第2 当委員会の概要

### 1 当委員会の構成

当委員会は、以下の3名により構成されている。

委員長 吉岡 桂輔 弁護士（吉岡総合法律事務所）

委員 渡邊 俊太郎 弁護士（翼法律事務所）

委員 村上 嘉奈子 弁護士（のぞみ総合法律事務所）

当委員会は、当委員会が実施する調査（以下、「本調査」という。）の補助者として、以下の各弁護士を調査に従事させた。

翼法律事務所

野口耕治 提箸欣也 中川藤雄

のぞみ総合法律事務所

吉野弦太 安田栄哲 鈴木和生

## **2 当委員会における本調査の方法・内容**

当委員会は、順大から調査事項に関する資料、各データ及び学内調査資料等の提供を受け、その内容を精査・検証するとともに、順大の教職員等関係者に対する面談又は電話会議の方法による多数回のヒアリングを実施した。

## **3 前提事項**

当委員会の調査は以下の各事項を前提としている。

- (1) 順大及びその関係者らが当委員会に提出した関係資料は全て真正かつ完全な原本又はその正確な写しであること
- (2) 当委員会の調査は強制的な調査権に基づくものではなく、関係者の任意の協力に基づくものであること
- (3) 当委員会の調査は本件問題に関与した関係者の法的責任の追及を目的とするものではなく、本報告書はそのような目的で使用されることを想定していないこと

## **第3 平成25年度から平成28年度の順大医学部入試における問題**

### **1 過去の入試に関する調査**

緊急第一次報告後における当委員会の調査において、順大関係者らから提出を受けた関連資料及び聴取内容により確認された平成25年度から平成28年度にかけての順大医学部入試の状況は以下のとおりである。

- (1) 「入学者の受入れに関する方針」(アドミッション・ポリシー)

平成25年度から平成27年度にかけての順大医学部入試において、「入学者の受入れに関する方針」(アドミッション・ポリシー)は作成・公表<sup>1</sup>されていない。

平成28年度の順大医学部入試におけるアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

---

<sup>1</sup> 平成29年4月1日以降、学校教育法施行規則の改正により、各大学におけるアドミッション・ポリシー等の作成及び公表が義務付けられるに至った。

## 平成28年度

### 求める学生像

医学部は、自らの夢を本学での学習と学生生活を通して医学・医療の知識・技能のみならず豊かな感性と教養を自ら進んでアクティブに学び、国際社会に役立つ未来を拓く人間性溢れる医師を養成するため、本学は次の学生を求めます。

1. 一人の人間として、人間と自然を愛し、相手の立場に立つ思いやりと高い倫理観を有する人
2. 幅広い人間性、柔軟性と協調性を備えた高いコミュニケーション能力を有する人
3. 自ら問題を発見し、知的好奇心をもって、自主的に課題に取り組むことができる人
4. 國際的な視点から医学・医療の進歩に貢献しようとする熱意有る人
5. 入学後も、自己啓発・自己学習・自己の健康増進を継続する意欲を有する人

### 大学入学までに身に付けておくべき教科・科目等

医学部では、大学入学までに高等学校等において、次の教科・科目等を身に付けておくことが望まれます。

1. 理科：物理、化学、生物についての十分な知識と科学的な思考力・探究心
2. 数学：数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学Bについての十分な知識と論理的思考力
3. 英語：国際社会において活躍できるための基礎的なコミュニケーション能力、十分な読解力、表現力、思考力、会話能力  
※TOEFL-iBT68点程度/TOEFL-PBT520点程度/IELTS6.0程度、もしくは同等水準の英語力を習得していることが望ましい。
4. 国語：十分な文章読解力、文章構成力、論理的表現力
5. 地理歴史・公民：世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済についての基礎的な知識
6. 特別活動および課外活動等を通じた主体性、協調性、思いやり、奉仕の心

### 入学者選抜基本方針

医学部は、人材養成の目的を達するため、医師になろうと努力する学生に対し、6年間で卒業し、ストレートで医師国家試験に合格させるよう教育しますが、単に医師国家試験合格だけを目指すのではなく、国家試験をものともしない、知性と教養と感性溢れる医師を育成するため、入学者選抜方法として、学力試験のみならず、受験生の感性や医師となるべき人物・識見・教養を見極めるために、小論文試験・面接試験を課し、また、小中高に至る活動を知る資料の提出により、総合的な判定に基づき、入学者を選抜します。

## (2) 入試方式

順大の学生募集要項の記載によって確認される順大の平成25年度から平成28年度にかけての医学部入試における各入試方式並びに各入試方式ごとの定員数及び実施される試験の内訳は以下の一覧表記載のとおりである。

なお、平成25年度から平成28年度にかけての順大医学部入試において、

一般B方式の実施はない。

また、平成29年度入試及び平成30年度入試における一般A方式は、平成25年度から平成28年度にかけての医学部入試における一般入試に相当するものであり、平成29年度以降に新たに一般B方式の実施が開始されたことに伴い、従前的一般入試の呼称が「一般A方式」に変更されたとのことである。

入試方式	募集人数				一次試験	二次試験	最終試験
	28年度	27年度	26年度	25年度			
一般入試	63名	60名	57名	57名	学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 面接	
センター 独自併用	35名	35名	35名	35名	センター試験 学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 英作文 面接	
センター 利用	20名	20名	20名	20名	センター試験	小論文 英作文 面接	
地域枠	12名	12名	12名	12名	【25年度】 センター試験 学力試験 (マークシート式) (記述式)  【26年度～28年度】 学力試験 (マークシート式) (記述式)	【25年度】 小論文 英作文 面接  【26年度～28年度】 センター試験 小論文 面接	
国際臨床 医・研究医 枠入試 【特別 入試】	若干	若干	若干	若干	【27年度】 小論文 英作文	【27年度】 面接	【27年度 のみ】 センター試験
国際臨床 医・研究医 枠入試 【国際バカ ロレア 入試】					【28年度】 小論文 英作文 面接	【28年度】 センター試験	
国際臨床 医・研究医 枠入試 【帰国子女 入試】			若干		小論文 英作文 面接	【27年度】 センター試験 面接	
国際臨床 医・研究医 枠入試 【外国人 入試】						【28年度】 センター試験	
						センター試験	
						日本留学試験	

※1 平成25年度、平成27年度及び平成28年度の一般入試の募集人数については、

学生募集要項公表時点後に医学部入学定員の増員が行われ、順大ホームページ上でその旨公表された経緯があることから、上記の人数と学生募集要項における記載人数との間で若干の相違が見られる。

※2 國際枠については別途書類選考が予定される。

### (3) 各入試方式の実施内容、合否判定方法及び同結果

上記(2)記載の各入試方式において実施された個別の各試験の実施方法、評価方法及び合否判定方法は、緊急第一次報告書に記載した平成29年度及び平成30年度の各入試方式における個別の各試験の実施方法等と概ね同様の状況にあったものと理解される。

すなわち、平成25年度から平成28年度にかけての順大医学部入試においては、各入試方式ごとに定められた各試験（外部試験であるセンター試験及び日本留学試験並びに順大独自の試験である学力試験《マークシート式・記述式》，小論文試験、英作文試験及び面接試験のうちの所定の試験）がそれぞれ実施され、このうち順大独自の試験においてはそれぞれ複数の順大教員が担当官となって、各採点が行われた。

各合否判定にあたっては、入試方式ごとに定められた合否判定基準が厳密に適用された上で合格者選考会議により選定され、教授会において審議された後、学長により合否決定がなされた。

各試験における合否判定基準の内容についても、緊急第一次報告書に記載した平成29年度入試及び平成30年度入試の各試験と概ね同様の状況であったものと理解される。

すなわち、平成25年度から平成28年度についての地域枠及び国際枠の一次試験、二次試験及び最終試験並びにセンター独自併用及びセンター利用の一次試験の合否判定については、いずれも当委員会において特段の問題を認めない。

一方で、平成25年度から平成28年度についての一般入試一次試験並びに一般入試、センター独自併用及びセンター利用の各二次試験においては、受験者の性別や浪人年数によって異なる合否判定基準が設定されて各合否判定に適用されており、上記各合否判定基準は、浪人年数の多い受験者及び女性の受験者の合格可能性を制限する効果を有していたものと判断される。

## 2 平成25年度から平成28年度にかけての順大医学部入試に対する評価

以上のとおり、平成25年度から平成28年度にかけての順大医学部入試においては、一部の入試方式について、一次試験においては、浪人年数の多い受験者及び女性の受験者の合格可能性を制限する効果を有する合否判定基準、また二次試験においては女性の受験者の合格可能性を制限する合否判定基準が用

いられており、平成 29 年度及び平成 30 年度と同様に、性別や浪人年数を基準とした不利益な取扱いが行われていた事実が確認される。

上記不利益取扱いについても当委員会において合理的理由があるものと認めることはできず、順大の裁量の範囲を逸脱した不適切な取扱いにあたると判断されるものである。

なお、順大関係者らの説明によれば、順大医学部入試における個別の各受験者の各種答案書類等は試験の実施から 2 年間に限り保存される扱いとされており、平成 28 年度以前の入試に関する上記各資料は本調査の開始時点において既に破棄され、残存しないとのことである。

上記のとおり関連資料が確認されないことから、平成 25 年度から平成 28 年度にかけての順大医学部入試における上記不利益取扱いの影響を受けた受験者の特定や対象人数の判断を行うことはできなかった。

#### 第 4 平成 29 年度入試・平成 30 年度入試において不利益を被った受験者の事後的措置について

##### 1 緊急第一次報告を受けた順大の対応

順大医学部の平成 29 年度入試及び平成 30 年度入試において不合格とされた受験者のうち、上記合否判定上の不利益な取扱いがなければ合格の判定がなされた可能性がある受験者について、順大が講じた措置の内容として確認されたものは以下のとおりである。

(1) 平成 30 年 12 月 3 日における緊急第一次報告の受領後、順大は同報告の内容を受け入れて直ちに対応すべく、医学部臨時教授会を開催し、平成 29 年度入試及び平成 30 年度入試において不合格とされた受験者のうち上記合否判定上の不利益な取扱いがなければ合格の判定がなされた可能性がある受験者を特定するための各検討を行った。

その後、順大は平成 30 年 12 月 10 日に、当該時点において特定された対象者の人数を発表するとともに、一次試験における不利益取扱い対象者については入学検定料の返還を行い、二次試験における不利益取扱い対象者については対象者の意向に応じて追加合格とする措置を講じる予定である旨を順大ホームページ上に掲載して公表した。

(2) 上記(1)記載のとおりの順大による特定作業及びその後の確認作業により、上記事後的措置の対象者として特定された受験者の人数は、それぞれ以下のとおりである。

	一次試験	二次試験
平成29年度	50名	24名
平成30年度	65名	24名

※平成 30 年 12 月 10 日の時点において、平成 29 年度の一次試験における対象者数は 52 名と公表されたものの、その後の確認作業の過程で対象者算定上の過誤が生じていた旨が判明し、同対象者は合計 50 名である旨の訂正がなされた。なお、当該訂正後の人数については、順大から公益財団法人大学基準協会に対し報告がなされたとのことである。

(3) 順大は平成 30 年 12 月 11 日以降、上記各対象者らに対して個別に架電し、謝罪を行うなどした後、さらに書面を送付して、一次試験における該当者に対しては入学検定料の返還を行う旨を連絡するとともに、二次試験における該当者に対してはその意向に応じて追加入学の措置を講ずる旨を連絡した上で、各対象者において順大医学部の平成 31 年度第 1 学年として入学する意向の有無につき確認を行った。

上記各対応に併行して、平成 29 年度及び平成 30 年度の医学部入試の受験者を対象とする相談窓口の開設もなされた。

## 2 事後の措置の実施状況推移及びこれに対する当委員会の見解について

(1) 順大の担当者らによる各対象者らとのやりとりの後、一次試験における事後の措置該当者及び二次試験における事後の措置該当者のうち順大への入学の意向がない旨を回答した対象者らに対しては、順大において、順次入学検定料返還の手続が取られた。

(2) 二次試験における事後の措置該当者に対する入学意向確認においては、回答期限である平成 30 年 12 月 27 日の時点で順大医学部への入学の可能性がある旨の回答を行った人物は合計 3 名である旨が確認された。

その後、上記 3 名のうち 2 名が他大学への進学予定等を理由として順大への入学の意向を撤回し、最終的に平成 31 年度第 1 学年として順大に入学する意向を維持したのは残る 1 名となった。

上記 1 名は平成 31 年 4 月に、順大医学部に入学した。

(3) 上記のとおり、平成 29 年度及び平成 30 年度の順大医学部入試において不利益取扱いの対象とされた受験者に対する事後の措置として、順大において入学検定料の返還又は追加合格の措置を講じた旨が確認される。

大学においてかかる追加合格の措置を講ずることは、後継年度の受験者の合格枠に影響を生じさせる性質をも有するものであり、その影響の重大さにも鑑みて順大のおかれた環境その他の諸般の事情に鑑みた慎重な検討を要す

るものと解されるところ、順大において、不利益を受けた受験者の特定が可能であった平成 29 年度入試及び平成 30 年度入試の対象者について自ら追加合格の措置を講じたことは、追加合格措置による諸般の影響を考慮した上でなお、不利益を受けた受験者の救済を重視する姿勢を示したものと理解される。

なお、順大の上記の自主的措置を超えた金銭賠償等の要否及び内容等については、現在順大を被告とする複数の訴訟手続が係属しており、司法の場における各種証拠に基づいた判断がなされることが相当と解されることから、当委員会においては特に意見を加えない。

## **第5 平成 31 年度入試について**

### **1 緊急第一次報告を受けた順大の対応**

当委員会は緊急第一次報告において、①女性及び多浪生に対する不利益取扱いを内容とする合否判定基準の運用を廃止し、平成 31 年度入試において「公正かつ妥当な方法」による入試を確実に実施・遂行すべき旨並びに②緊急第一次報告の内容を吟味検証の上、平成 31 年度入試における順大の対応方針を速やかに公表し、受験者に不安や支障が生じないよう方策を講じるべき旨をそれぞれ提言した。

上記緊急第一次報告における提言等の内容を踏まえた平成 31 年度入試の実施における順大の対応の状況は以下のとおりのものであった。

(1) 平成 30 年 12 月 3 日における緊急第一次報告の受領後、順大は同報告における指摘事項を直ちに受け入れる旨を決定した。また、順大学長及び医学部長において、この決定を順大関係者に周知するため、教授会を始めとする医学部入試に関する関連諸会合等の都度、「平成 30 年度以前の順大医学部入試について不適切な点が存在した旨の第三者委員会の指摘事項を真摯に受け止め、指摘を受けた事項の解決のために、順大において必要な全ての施策を講じる方針である」旨の意見を表明した。

(2) 平成 30 年 12 月 10 日、順大は、緊急第一次報告書を公表するとともに、順大ホームページにおいて、「第三者委員会による提言を真摯に受けとめ、平成 31 年度以降の入学試験では、不利益な取扱いと評価された合否判定基準を廃止し、公正且つ妥当な方式による入学試験を確実に実施します。」との方針を公表した。

また、具体的改善案の概要として、平成 31 年度入試においては一次試験につき一般 A 方式を含めた全ての方式において学力試験の成績順位に基づき合格者が決定される旨並びに二次試験につき①面接チームには女性教員を面

接者として加える旨及び②合否判定基準による男女の取扱いの差異を廃止し、学力試験、面接試験、小論文試験等の評価を適正に判断して合格者・補欠者を検討する旨を、それぞれ順大ホームページ上において公表した。

(3) 順大においてはその後、順大学長及び医学部長の関与が予定されない臨時の組織体として、副医学部長を委員長とする入試検討委員会が組織された。

入試検討委員会の初回会議は平成31年1月10日に開催され、平成31年度入試において講じるべき各是正・改善措置の検討が行われた。

(4) 入試検討委員会の検討の結果、平成31年度における「公正かつ妥当な方法」に基づく入学者選抜のための施策として提案された内容の概要は以下のとおりであった。

<入試検討委員会による提案の概要>

◆一次試験の合否判定について

全ての入試方式において、性別や浪人年数といった受験者の属性に基づく考慮を廃し、獲得点数に応じた合否判定が行われるべきこと。

◆二次試験の合否判定について

全ての入試方式において性別などの受験者の属性に基づく考慮を廃し、一次試験の獲得点数及び二次試験の獲得点数に応じた合否判定及び補欠合格の有無の判定が行われるべきこと。

◆合否判定資料の作成方法について

合格者選考会議（一次合格者選考会議及び二次合格者選考会議）並びに教授会において使用される合否判定資料は、合否判定に無関係の項目（受験者の性別、年齢、浪人年数、調査書評価、内申点及び受験者が他大学への通学歴を有する旨等）を記載せずに作成すべきこと。

◆面接試験の面接官の構成について

二次試験中面接試験を行うに際しては、面接試験を行う各グループに女性教員（教授・先任准教授又は准教授）1名を必ず配置すべきこと。

(5) 入試検討委員会による上記各提案は、その後入試委員会による審議を経た上で教授会により承認され、平成31年度入試においていずれも適用・実施された。

## 2 平成31年度入試の実施状況

当委員会の調査によって確認される順大医学部の平成31年度入試の実施状況は、以下のとおりである。

- (1) 平成31年度順大医学部入試におけるアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

平成31年度
<p><b>求める学生像</b> 医学部は、医学・医療の知識・技能のみならず豊かな感性と教養を持ち、国際社会に役立つ未来を拓く人間性溢れる医師・医学者を養成するため、次のような学生を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 一人の人間として、人間と自然を愛し、相手の立場に立つ思いやりと高い倫理観を有する人</li><li>2. 幅広い人間性、柔軟性と協調性を備えた高いコミュニケーション能力を有する人</li><li>3. 自ら問題を発見し、知的好奇心を持って、自主的に課題に取り組むことができる人</li><li>4. 国際的な視点から医学・医療の進歩に貢献しようとする熱意の有る人</li><li>5. 入学後も、自己啓発・自己学習・自己の健康増進を継続する意欲を有する人</li></ol>
<p><b>大学入学までに身に付けておくべき教科・科目等</b> 医学部では、大学入学までに高等学校等において、次の教科・科目等を身に付けておくことが望まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 理科：物理、化学、生物についての十分な知識と科学的な思考力・探究心</li><li>2. 数学：数学I、数学II、数学III、数学A、数学Bについての十分な知識と論理的思考力</li><li>3. 英語：国際社会において活躍できるための基礎的なコミュニケーション能力、十分な読解力、表現力、思考力、会話能力 ※TOEFL iBT68点程度/TOEFL PBT520点程度/IELTS6.0程度、若しくは同等水準の英語力を習得していることが望ましい</li><li>4. 国語：十分な文章読解力、文章構成力、論理的表現力</li><li>5. 地理歴史・公民：世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済についての基礎的な知識</li><li>6. 特別活動及び課外活動等を通じた主体性、協調性、思いやり、奉仕の心</li></ol>
<p><b>入学者選抜の基本方針</b> 医学部は、医師・医学者になろうと努力する学生に対し、6年間で卒業し、ストレートで医師国家試験に合格させるよう教育しますが、単に医師国家試験合格だけを目指すのではなく、国家試験をものともしない、知性と教養と感性溢れる医師・医学者を養成するため、入学者選抜方法として、学力試験のみならず、受験生の感性や医師・医学者となるべき人物・識見・教養を見極めるために、小論文試験・面接試験を課し、また、小中高に至る活動を知る資料の提出により、総合的な判定に基づき、入学者を選抜します。</p>

(2) 平成 31 年度順大医学部入試における入試方式並びに各入試方式ごとの定員数及び実施された試験の内訳は、以下の一覧表記載のとおりである。

入試方式	募集人数 31年度	一次試験	二次試験
一般 A 方式	61名	学力試験	小論文 面接
前期 センター利用	10名	センター試験	小論文 面接
一般 B 方式	10名	学力試験	小論文 英作文 面接
センター 独自併用	20名	センター試験 学力試験	小論文 英作文 面接
後期 センター利用	5名	センター試験	小論文 英作文 面接
地域枠	合計29名	センター試験 学力試験	小論文 面接
国際 A B C 方式	5名程度	小論文 英作文 面接	センター試験
国際 D 方式			日本留学試験

※ 國際枠については別途書類選考が予定される。

(3) 平成 31 年度入試における上記各入試方式のうち、緊急第一次報告の後に順大独自の試験が実施された入試方式は、一般 A 方式、前期センター利用、一般 B 方式、センター独自併用、後期センター利用及び地域枠である。

上記各入試方式において実施された是正・改善措置の内容は以下のとおりである。

#### ① 面接試験時における全グループへの女性面接官配置

各入試方式の面接試験の実施にあたっては、全面接グループにつき、必ず女性の面接官各 1 名が配置された。

上記措置の実施のために、平成 31 年度入試の面接試験を担当する女性教員の数は前年度に比較して 4 倍以上増員された。

新規に面接試験を担当する教員が多数に上ることなどを踏まえ、面接試験の実施に備えて行われる面接担当者への事前説明会（面接打合せ会）

において、適切な面接試験実施のための各説明等の措置が例年よりも入念に実施された。

#### ② 合否判定資料の記載内容の見直し

合格者選考会議（一次合格者選考会議及び二次合格者選考会議）並びに教授会において使用される合否判定資料における受験者情報の記載にあたっては、合否判定に関係しない項目（受験者の性別、年齢、浪人年数、調査書評価、内申点及び受験者が他大学への通学歴を有する旨等）に関する記載がなされず、受験者ごとの受験番号及び獲得点数のみが記載された。

これにより、各合格者選考会議及び教授会の出席者において合否判定を行うに際し、受験者の性別や年齢、浪人年数等の情報を参照することは物理的に不可能な状態とされた。

#### ③ 不利益取扱いを内容とする合否判定基準の廃止

当委員会は、平成31年度入試における全入試方式の合否判定状況を関連資料により精査し、合否判定における性別や浪人年数といった受験者の属性に基づく取扱いの差異が適切に排除されている状況を確認した。

すなわち、前年度以前の一般A方式一次試験において確認された性別及び浪人年数により異なる取扱いを定めた合否判定基準は全廃され、平成31年度一般A方式一次試験においては、学力試験の成績順位のみに基づく合否判定がなされた。

また、前年度以前の一般A方式、一般B方式、センター独自併用及びセンター利用の各二次試験において確認された性別により異なる取り扱いを定めた合否判定基準も全廃され、平成31年度の上記各試験においては、一次試験（学力試験）及び二次試験（面接試験等の各実施試験）の成績順位のみに基づく合否判定がなされた。

上記のとおり、順大の平成31年度入試においては、一般A方式、前期センター利用、一般B方式、センター独自併用、後期センター利用及び地域枠の各入試方式において、一次試験及び二次試験の獲得成績のみを基準とした合否判定がなされている状況が確認された（なお、国際枠入試については、平成30年度以前と同様に各受験者の成績情報等を踏まえた総合考慮による合否判定が行われており、この点について、当委員会は特段の問題を認めない。）。

#### ④ 合格者数の公表方法の変更

前年度以前の合格発表においては各入試方式の合計合格者数のみが公表され、男女別合格者数の公表はなされなかったが、平成31年度入試においては、医学部を含めた全学部において各入試方式の男女別合格者数が公表され、順大ホームページに掲載された。

(4) 上記是正・改善措置を講じた上で実施された平成31年度順大医学部入試の男女別入学試験結果は以下の表のとおりであった。

入試方式	受験者数			合格者数 (線上合格を含む)			合格率 (合格者数/受験者数)			入学者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
一般A方式	1,082	733	1,815	97	71	168	8.96%	9.69%	9.26%	43	33	76
前期センター利用	409	256	665	17	11	28	4.16%	4.30%	4.21%	2	1	3
一般B方式	131	175	306	9	4	13	6.87%	2.29%	4.25%	3	1	4
センター独自併用	309	284	593	23	37	60	7.44%	13.03%	10.12%	9	16	25
後期センター利用	150	127	277	4	2	6	2.67%	1.57%	2.17%	1	0	1
地域枠	110	80	190	18	11	29	16.36%	13.75%	15.26%	17	11	28
国際臨床医・研究医枠	11	24	35	2	3	5	18.18%	12.50%	14.29%	1	2	3
(計)	2,202	1,679	3,881	170	139	309	7.72%	8.28%	7.96%	76	64	140

上記一覧表における平成31年度入試の男女別の合格率(合格者数/受験者数)を見ると、男性受験者合格率の平均値が7.72%とされる一方で女性受験者合格率の平均値は8.28%とされ、前年度以前に比較して女性受験者合格率の大幅な上昇が認められるものであって、性別に基づく不利益な取扱いの点につき有意な改善効果があったことが確認される。

なお、受験者の年齢別合否状況については、順大において詳細な追跡データの取りまとめを行っていない旨の説明がなされたものの、多浪生に対する不利益取扱いを内容とする合否判定基準が廃されたことに伴い、合格者の年齢層が従前に比して幅広いものとなった旨の所感や印象が順大関係者らによって述べられる状況が確認された。

### 3 平成31年度入試に対する関係諸機関の調査・検証等の実施について

#### (1) 文部科学省による調査の実施

順大医学部の平成31年度入試の実施状況については、文部科学省により、平成31年4月から令和元年5月にかけて書面調査及び訪問調査が実施された。

上記各調査の結果については、令和元年6月に、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室から順大に対して、平成31年度入試に関する各調査の結果、大学設置基準第2条の2の趣旨に反する不適切な事案は確認されなかった旨が通知された。

## (2) 監事による監査の実施

順大医学部の平成31年度入試の実施状況については、令和元年9月に監事による監査が実施され、平成31年度入試における改善点及び合否判定経緯についての詳細な確認・検証が行われ、同年度入試が適正に遂行されたと認められる旨の意見があった。

## 第6 次年度以降の改善策の実施予定について

上記のとおり、順大は平成31年度入試において複数のは是正・改善措置を講じており、順大は当委員会に対し、平成31年度入試における各改善措置については、翌年度以降の医学部入試においても引き続き実施する予定である旨を説明している。

また、順大から当委員会に対しては、平成31年度入試における各改善措置に加え、順大において、入学者選抜の更なる改善を目指して、継続的に入試制度の総括と検証を行い、改善措置を提案する組織体制の整備、入試選抜の更なる公正性の実現を企図した面接試験マニュアルの見直し及び拡充並びに、入試制度の構築・運営における外部第三者の関与等の実現に向けた各検討をいざれも進める予定である旨が併せて説明された。

## 第7 各是正・改善措置等に対する当委員会の評価及び提言

### 1 平成31年度入試における各是正・改善措置等に対する当委員会の評価

(1) 上記のとおり、平成31年度順大医学部入試（一般A方式、前期センター利用、一般B方式、センター独自併用、後期センター利用及び地域枠）の実施にあたり、順大によって既に実施された是正・改善措置は以下の①から④に記載するとおりである。

- ①面接試験の全グループへの女性面接官の配置
- ②合否判定資料における受験者の性別・浪人年数等の記載の排除
- ③性別・浪人年数による不利益取扱いを内容とする合否判定基準を廃止し、各試験における獲得点数をもとに合否判定を行うこと
- ④男女別合格人数の公表

(2) 上記の各是正・改善措置に対する当委員会の評価は、以下のとおりである。

ア 上記各措置のうち①は、面接試験のグループ全てに女性担当官を配置することにより、より多様な視点による受験者の資質・能力の多角的な評価・判定等に資する措置であるものと解され、公正かつ妥当な方法による入学者選抜の実施のために有用な施策であるものと認められる。

イ また、上記各措置のうち②及び③は、各入試方式ごとの合否判定にあたり、性別や浪人年数によって異なる合否判定基準を用いる不適切な取扱いを廃するとともに、合否判定資料の記載から受験者の性別や浪人年数の記載を排除することによって、合否判定に際して受験者の性別や浪人年数に基づく何らかの考慮を行う可能性を物理的に排除する施策であるものと解されるのであって、前年度以前の入試において認められた不利益な取扱いを決定的に廃するために有用な施策であるものと認められる。

ウ さらに、上記各措置のうち④は、合格者の男女比を公表して入試運営における透明性を高めることにより、順大医学部入試における不公正な取扱いを防止することに寄与するものと解されるのであって、公正かつ妥当な方法による入学者選抜の実施に有用な施策であるものと認められる。

(3) 以上のとおり、平成31年度入試の実施において、順大により自発的に実施された各是正・改善措置は、いずれも公正かつ妥当な方法による入学者選抜の実施に有用な施策と認められる。

また、かかる各措置の実施により、上記のとおり性別等に基づく不利益な取扱いにつき有意な改善効果があったことが確認されるのであって、順大医学部の平成31年度入試は、緊急第一次報告における指摘の対象とされた性別や浪人年数の点に基づく不適切な取扱いが排除され、大学設置基準において要請される「公正かつ妥当な方法」により実施されたものと評価できる。

## 2 今後予定される改善措置等に対する当委員会の評価

(1) 上記のとおり、順大が次年度以降の改善措置として検討中の内容は、以下の⑤から⑦に記載するとおりである。

- ⑤継続的に入試制度の総括と検証を行い、改善措置を提案する組織体制の整備
- ⑥入試選抜の更なる公正性の実現を企図した面接試験マニュアルの見直し及び拡充
- ⑦入試制度の構築・運営における外部第三者の関与等の実現に向けた各検

## 討

(2) 上記改善予定内容に対する当委員会の評価は以下のとおりである。

ア 上記改善予定内容のうち⑤及び⑥は、時代の推移等により「公正性」の在り方を含めた社会情勢が今後も変化し得ることを踏まえた上で、順大において、あるべき「公正かつ妥当な方法」による入試選抜を追求し、過たず実施するための体制を確保するための措置として、極めて有用であると解されるものである。

イ また、上記改善予定内容のうち⑦は、大学入学者選抜に外部第三者の視点を取り入れることにより、入試制度の透明性・客觀性を確保するとともに、順大関係者らの認識や見解が社会一般のそれと乖離することを予防・阻止するための措置として有用性が高いと認められ、早期実現に向けた積極的な検討が望まれるものである。

### 3 当委員会の提言

(1) 上記のとおり、当委員会の調査においては、平成25年度以降平成30年度までの少なくとも6年間の順大医学部入試において、順大の裁量の範囲を逸脱した不適切な取扱いが存在していた旨が確認されるに至った。

かかる不適切な取扱いが開始された時期については、関連資料の精査及び順大関係者らのヒアリング等の調査によても不明瞭な部分が多く、調査による解明を行うに限界があるが、少なくとも10年程度前から批判なく踏襲されてきたものであることが推認されている。

かかる不適切な取扱いが開始され、その後も長期に渡って継続された原因・背景について、順大関係者らの間に明確な共通認識は認められず、また、当該合否判定基準の運用に対する問題意識の提示や同基準運用継続の是非についての議論がなされた形跡も見受けられない。

このような状況に鑑みて、当委員会の調査以前の時点には、順大関係者において上記取扱いが不適切であるという認識自体が希薄であった可能性が高い。

一方で、順大医学部入試においては、順大同窓生の子女の優遇等の個別の受験者への優遇措置が意図的に排除されるなどしていた状況も確認されるのであって、順大関係者らにおいては入学者選抜に一定以上の熱意を持って取り組み、優秀な学生を選抜するために適切に構築された入学試験としての自負を持って同入試を実施していた様子もうかがわれる。

また、受験者や採点者による入試不正を防止するための方策（採点時における受験者特定情報の秘匿、マークシートの無作為抽出による検証、複数

採点者による採点と協議の禁止など) や充実した面接試験の実施のための各措置等が検討され、注意深く実施されていた状況も確認されている。

これらの点を含めて検討するに、平成 30 年度以前の順大医学部入試における合否判定基準等の取扱いについて、順大関係者らが何らかの悪意的な意図をもって行っていたものとまで判断することはできなかった。

むしろ順大関係者らにおいては、医師・医学者等となるための資質・適性を有する受験者の選抜結果、更には医師国家試験の合格率に鑑みて、上記合否判定基準等の取扱いにあえて変更を加えようとする動機が働くまま、前例踏襲の基準を受け継ぎ、順大の裁量の範囲内において是認される「公正かつ妥当な方法」による入試にあたる旨の認識のもとに、各合格者選考会議及び教授会の出席者らにおいて当該基準を確認の上、これを厳密に適用した合否判定を行っていたと理解されるのである。かかる状況に鑑みれば、順大において優秀な医師・医学者等の育成を旨として醸成された「公正」な入試についての認識が、社会状況の変化と、時代とともに年々乖離していった状況が問題の根幹にあるものと判断せざるを得ない。

かかる順大関係者らの認識の乖離がどのような過程で生じたものかについて断定することは困難であるが、大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議により公表された「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について(最終報告)」においても指摘されるとおり、入試選抜の「公正性」に関する基準や考え方等は、現実には国や時代等によって変化し得るものであり、順大がその前身となつた組織を含めて長い歴史を有することを併せ鑑みれば、あるいは当該取扱いが開始された時点においては、「公正」な入試についての概念が現時点と幾分異なり、当時の社会常識において一定の合理性を有する基準として機能していた可能性も想起され得るものである。

また、順大医学部において、かかる合否判定基準により選定された医学部生につき留年率の低さや医師国家試験合格率の高さが他大学医学部のそれらと比較して顕著であると確認されていたことなどの点が、適切な自己批判の機会を逸失させる作用を有したものと解される側面も存在する。

なお、仮にそのような経緯があり得たとしても、上記のとおり入試選抜の「公正性」に関する基準や考え方等は国や時代等により変化するものであり、大学の医学部医学科が医療人育成の使命を有するとともに医学の途を志す人物に対する高等教育機関としての意義をも有するものであることからすれば、医学部における入試選抜に際しては、その時代の社会動向を踏まえ、当該時代等に則した「公正性」の実現のために万策を講じる必要がある。

順大医学部入試においては優秀な学生の選抜を志向する一方で、世間一般的の認識を踏まえてその時代に則した入試選抜のあるべき姿を追求し、社会の変革に応じて受験者の目線に立った「公正性」への配慮のもと必要な改革を

行うべき旨の姿勢や視点において、欠ける部分があったものと指摘せざるを得ない。

(2) これまで述べた点を踏まえ、当委員会が本最終報告において、順大に対し提言する内容は以下のとおりである。

#### ア 体制整備及びガバナンスの強化

順大が緊急に複数の是正・改善措置を講じた上で実施された平成31年度医学部入試が、現時点において「公正かつ妥当な方法」により実施されたものと認められること及び次年度以降の改善策として予定される内容が入試制度の透明性・客観性の確保に資するものとして、入学者選抜の「公正性」確保のために有用と解されることは既に述べたとおりである。

当委員会は、かかる改善措置等が一時的なものに留まることがないよう、順大において上記の各是正・改善措置を今後も継続的に実施するための学内規程を整備するとともに、適切な実施体制の整備、責任体制の明確化、入試運営担当者に対する教育・研修体制の整備及び入試制度の適正な実施を担保するための監視・監督体制の整備・強化を行い、大学入学者選抜のプロセスが安定的に「公正かつ妥当な方法」により行われる仕組みが構築されるべき旨を提言する。

#### イ 透明性・客観性の確保

大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議により公表された「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）」においても指摘されるとおり、大学入学者選抜が公正なものとして広く社会から理解を得るために、情報の公表による透明性・客観性を確保することが重要であるものと解される。

当委員会は、順大において、社会的に合理的で妥当なものとして是認される大学入学者選抜の実施方針・方法等を具体的に定めた上、入学者選抜の性質上要請される機密性に支障を生じない限度でこれを積極的に社会に公表して周知を図るとともに、順大において当該実施方針・方法等に沿った選抜が行われた旨の情報公開等を行うことによって、順大医学部入試における透明性・客観性の確保を図るべき旨を提言する。

#### ウ 入試の公正性確保のための不断の点検・評価及び見直しの実施

上記（1）において述べたとおり、そもそも入学者選抜における「公正性」に関する基準や考え方等は、現実には国や時代等によっても変化し得るものであることについて、十分な注意が払われる必要がある。

順大医学部入試における不適切な取扱いの再発を防止するためには、順大において社会情勢の変化を注視し、これを考慮した上で、必要に応じて入試選抜の在り方について改めて検討・改変を加え、その時代ごとの要請に応じた大学入学者選抜の「公正性」の確保のために不斷の努力を続けることが必要不可欠であるものと解されるものである。

よって、当委員会は順大に対し、現時点で適正とされる入試運営方法であってもこれを絶対視して安んじることなく、社会の動向を注視し、必要に応じて外部有識者の意見をも取り入れるなどした上で、入学者選抜の在り方が社会から広く理解を得られるものとなるよう、社会一般の感覚を踏まえた不断の自己点検・評価を行い、公正性の一層の確保のための見直しの取組みを継続すべきことを提言する。

また、当委員会は順大に対し、志をもって順大医学部入試に取り組む受験者的心情にも十分に思いを致し、適正な評価を受けられる旨の信頼に応えるためにも、今後の入試に関する基本方針とそれを支える体制を広く内外に明確にし、安心して受験することができる医学部入試の実施に向け、弛みなく邁進することを強く望むものである。

## 第8 終わりに

当委員会は平成30年10月18日に順大から本調査の依頼を受けて設置された後、順大の要請を受けて、長期間に渡り順大医学部入試に関する各調査に従事するとともに、順大による平成31年度入試の実施及びこれに伴う順大の自主的な是正改善の各取組みを注視して、本最終報告に至るまでその検証を行った。

かかる当委員会の検証の過程においては、順大関係者らの複数から、「今となってみれば過年度の順大医学部の入学者選抜に不適切と判断される部分があったとしても、過年度の入学者選抜の時点においては合否判定基準が優秀な医師・医学者等の育成という順大に課せられた社会的使命を果たすための一定の合理性を有する基準である旨の判断のもと、関係者らにおいて熱意をもって入学者選抜に取り組んでいたのである」との趣旨の説明が数多く聴取された。

上記のような各認識と自負を有していた順大関係者らにおいて、当委員会の緊急第一次報告の内容は相応の衝撃とともに受け止められたであろうことは想像に難くない。

しかしながら、当委員会はその後、順大関係者らが従前の上記認識にも関わらず、当委員会の緊急第一次報告の後、一丸となって同報告の内容及びこれに伴う批判を真摯に受け止め、不利益取扱いを内容とする合否判定基準を直ちに廃止したのみならず、さらなる入試選抜の公正性を追及するために迅速かつ精力的な検討を惜しまず入試制度の改善に努める様子を確認し、順大関係者らにおいて謙虚

に自らの考え方を至らなかった点を積極的に是正せんとする姿勢については、十分に評価できるものと考える。

また、かかる是正・改善措置が実施された平成31年度入試において、不利益取扱いが適切に廃除され、女性受験者の合格率が大きく上昇した状況等が確認されるに至ったことは、「公正かつ妥当な方法」による順大医学部入試の再スタートとして受験者にも安心感を与えるものと考える。

当委員会は、順大において本件問題を今後も風化させることなく、社会の動向を注視して、その時代の状況に則した入学者選抜の「公正性」について率先して追求を怠ることなく、また、積極的にその対応方針を開示して、医学の途を志す人物に等しく高等教育を施してこれまで以上の有為の人材を輩出する教育機関であることを強く希求して、本最終報告を終えるものとする。

以上